

## 労働者派遣法の早期改正を求める会長声明

先の国会において、労働者派遣法改正法案（以下、「改正法案」という。）が、継続審議とされた。

当会は、これまでも、我が国において深刻化する貧困問題の解決のため、繰り返し提言を行ってきたところであるが、中でも非正規労働者の権利の拡充は喫緊の課題とされている。

この点、日本弁護士連合会は2008年12月19日付け及び2010年2月19日付け意見書等で、労働者派遣法の抜本改正に必要な8項目（派遣対象業務の限定、登録型派遣の禁止、日雇い派遣の全面禁止、直接雇用のみなし規定の創設、均等待遇の義務付け、マージン率の上限規制、グループ内派遣の原則禁止、派遣先特定行為の禁止）を示していたが、派遣等の非正規労働者の実態を踏まえれば、その雇用と生活の安定のためこれらの点についての抜本改正が強く求められるところである。

ところが、改正法案についての審議がなかなか進まず、本年11月においては民主・自民・公明の与野党3党が大幅な修正をすることを合意し（以下、「修正案」という。）、改正法案の内容が、登録型派遣の原則禁止規定及び製造業派遣の原則禁止規定の削除、日雇い派遣の原則禁止の緩和等、労働者の権利保障の観点から大きく後退した上、違法派遣があった場合の「みなし雇用制度」の施行までに3年の猶予期間を設けることとなっていた。

この修正案は、早期成立のための政策的妥協であったとも思われるが、その修正案も採決されず、先の国会では具体的成果が得られなかったと言わざるを得ない。

他方で、自治体においては、公共事業に従事する労働者への賃金を一定水準以上とする等の内容を含んだ「公契約条例」の制定が千葉県野田市、川崎市、相模原市と相次ぐなど、労働条件の改善に向けた具体的成果を上げつつある。

東日本大震災の関係もあり、我が国の雇用情勢は深刻なままである。

労働者の権利保障のためには、労働者派遣法の早期抜本改正が理想的ではあるが、底辺の労働者が少しでも希望を持てるよう、労働法制に対して自由化ではなく労働者の権利保障に舵を切ることを明確にするとともに、少しずつではあっても着実な改善を行うよう、政府に対して強く求める。

2011（平成23）年12月26日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘